



あびらで安心子育て

ability

abira × family

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 29 7071

厚生労働省では11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。

安平町子ども家庭総合支援拠点では、児童虐待の相談・通報をお受けしています。

保護者自身が「自分が子どもを虐待してしまうかもしれない、虐待しているかもしれない」と不安に感じたら、一人で悩まず、ご相談ください。

地域の皆さんも「子どもへの虐待を見た」「子どもへの虐待を聞いた」「子どもへの虐待が疑わしい」と感じたら、早めの相談が子どもを守ることになりますので、ご連絡ください。

児童虐待とは

①身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、外へ締め出すなど。

②性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、卑猥な映像を見せつけるなど。

③ネグレクト（養育放棄）

家に閉じ込める、学校に行かせない、適切な食事を与えない、不潔な状態を放置する、自動車の中に放置するなど。

④心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間で著しく差別的に扱う、子どもの目の前で暴力を振るうなど。

相談・通報先

- ・児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎ 189
- ・健康福祉課福祉グループ
(安平町子ども家庭総合支援拠点) ☎ 29 7071



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

車内放置しないで!

子どもを自動車内などに残していかないで

子ども(乳幼児)は体温調節機能が未熟なこともあり、自動車内など内部の気温が上がりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思われぬ事故につながり大変危険です。自分で身を守ることができない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れないようにしましょう。



～子育て世代向けの情報を発信～

LINE@

～多岐にわたる情報を発信～

安平町ホームページ

～LINEアプリ アクセス方法～

- ・「ID検索」から「@abira」で検索
- ・下記「QRコード」から読み取る



・子育て世代に向けた“安平で安心子育て”

- ・子育て支援センターの行事予定やリアルタイムな情報を随時更新

